



事 務 連 絡
平成24年1月24日

北陸信越運輸局鉄道部長 殿

鉄道局鉄道業務政策課長

ハンドル形電動車いすによる鉄道利用に係る取扱いについて

標記については、平成21年3月3日付け国鉄業第65号により、「交通バリアフリー技術規格調査研究報告書」に沿った対応を行うことが望まれる旨、貴管下鉄軌道事業者に対し周知するよう通知したところである。

本報告書におけるハンドル形電動車いすの整理は「最低限度のルールとして取りまとめたものであり、これらを各鉄道事業者が安全に留意しつつ自主的な判断により緩和することを妨げるものではなく、かつ、可能な限り緩和することが望ましい。また、今回の整理を根拠に各鉄道事業者が、合理的理由なく、現在の取扱いを狭める方向で改めることは本調査の趣旨に沿わないものであり、利用者利便の観点から望ましいものではない。」とされている。

ついでには、貴管下鉄軌道事業者に対し、再度、本報告書の趣旨を踏まえ、これに沿った対応を行うことが望まれる旨及び別紙のとおり運用方法の変更がなされた旨を周知徹底されたい。

なお、本件については、各旅客鉄道株式会社、社団法人日本民営鉄道協会及び社団法人公営交通事業協会あて同様に通知をしているので、念のため申し添える。

【添付資料】

(別紙)

「ハンドル形電動車いす」による鉄道利用の取り扱いについて

(参考)

- ①ハンドル形電動車いすの施設利用等に係る調査研究報告書の概要
- ②平成21年3月3日付け国鉄業第65号「交通バリアフリー技術規格調査研究報告書の送付とその取扱いについて」
- ③障害者自立支援法に基づく補装具支給制度によるハンドル形電動車いす利用者の鉄道利用について（厚生労働省事務連絡）
- ④介護保険制度によるハンドル形電動車いす利用者に係る鉄道利用について（厚生労働省事務連絡）



事 務 連 絡
平成24年1月24日

関東運輸局鉄道部長 殿

鉄道局鉄道業務政策課長

ハンドル形電動車いすによる鉄道利用に係る取扱いについて

標記については、平成21年3月3日付け国鉄業第65号により、「交通バリアフリー技術規格調査研究報告書」に沿った対応を行うことが望まれる旨、貴管下鉄軌道事業者に対し周知するよう通知したところである。

本報告書におけるハンドル形電動車いすの整理は「最低限度のルールとして取りまとめたものであり、これらを各鉄道事業者が安全に留意しつつ自主的な判断により緩和することを妨げるものではなく、かつ、可能な限り緩和することが望ましい。また、今回の整理を根拠に各鉄道事業者が、合理的理由なく、現在の取扱いを狭める方向で改めることは本調査の趣旨に沿わないものであり、利用者利便の観点から望ましいものではない。」とされている。

については、貴管下鉄軌道事業者に対し、再度、本報告書の趣旨を踏まえ、これに沿った対応を行うことが望まれる旨及び別紙のとおり運用方法の変更がなされた旨を周知徹底されたい。

なお、本件については、各旅客鉄道株式会社、社団法人日本民営鉄道協会及び社団法人公営交通事業協会あて同様に通知をしているので、念のため申し添える。

【添付資料】

(別紙)

「ハンドル形電動車いす」による鉄道利用の取扱いについて

(参考)

- ①ハンドル形電動車いすの施設利用等に係る調査研究報告書の概要
- ②平成21年3月3日付け国鉄業第65号「交通バリアフリー技術規格調査研究報告書の送付とその取扱いについて」
- ③障害者自立支援法に基づく補装具支給制度によるハンドル形電動車いす利用者の鉄道利用について（厚生労働省事務連絡）
- ④介護保険制度によるハンドル形電動車いす利用者に係る鉄道利用について（厚生労働省事務連絡）



事務連絡
平成24年1月24日

中部運輸局鉄道部長 殿

鉄道局鉄道業務政策課長

ハンドル形電動車いすによる鉄道利用に係る取扱いについて

標記については、平成21年3月3日付け国鉄業第65号により、「交通バリアフリー技術規格調査研究報告書」に沿った対応を行うことが望まれる旨、貴管下鉄軌道事業者に対し周知するよう通知したところである。

本報告書におけるハンドル形電動車いすの整理は「最低限度のルールとして取りまとめたものであり、これらを各鉄道事業者が安全に留意しつつ自主的な判断により緩和することを妨げるものではなく、かつ、可能な限り緩和することが望ましい。また、今回の整理を根拠に各鉄道事業者が、合理的理由なく、現在の取扱いを狭める方向で改めることは本調査の趣旨に沿わないものであり、利用者利便の観点から望ましいものではない。」とされている。

ついては、貴管下鉄軌道事業者に対し、再度、本報告書の趣旨を踏まえ、これに沿った対応を行うことが望まれる旨及び別紙のとおり運用方法の変更がなされた旨を周知徹底されたい。

なお、本件については、各旅客鉄道株式会社、社団法人日本民営鉄道協会及び社団法人公営交通事業協会あて同様に通知をしているので、念のため申し添える。

【添付資料】

(別紙)

「ハンドル形電動車いす」による鉄道利用の取り扱いについて

(参考)

- ①ハンドル形電動車いすの施設利用等に係る調査研究報告書の概要
- ②平成21年3月3日付け国鉄業第65号「交通バリアフリー技術規格調査研究報告書の送付とその取扱いについて」
- ③障害者自立支援法に基づく補装具支給制度によるハンドル形電動車いす利用者の鉄道利用について（厚生労働省事務連絡）
- ④介護保険制度によるハンドル形電動車いす利用者に係る鉄道利用について（厚生労働省事務連絡）



事 務 連 絡
平成24年1月24日

近畿運輸局鉄道部長 殿

鉄道局鉄道業務政策課長

ハンドル形電動車いすによる鉄道利用に係る取扱いについて

標記については、平成21年3月3日付け国鉄業第65号により、「交通バリアフリー技術規格調査研究報告書」に沿った対応を行うことが望まれる旨、貴管下鉄軌道事業者に対し周知するよう通知したところである。

本報告書におけるハンドル形電動車いすの整理は「最低限度のルールとして取りまとめたものであり、これらを各鉄道事業者が安全に留意しつつ自主的な判断により緩和することを妨げるものではなく、かつ、可能な限り緩和することが望ましい。また、今回の整理を根拠に各鉄道事業者が、合理的理由なく、現在の取扱いを狭める方向で改めることは本調査の趣旨に沿わないものであり、利用者利便の観点から望ましいものではない。」とされている。

ついては、貴管下鉄軌道事業者に対し、再度、本報告書の趣旨を踏まえ、これに沿った対応を行うことが望まれる旨及び別紙のとおり運用方法の変更がなされた旨を周知徹底されたい。

なお、本件については、各旅客鉄道株式会社、社団法人日本民営鉄道協会及び社団法人公営交通事業協会あて同様に通知をしているので、念のため申し添える。

【添付資料】

(別紙)

「ハンドル形電動車いす」による鉄道利用の取り扱いについて

(参考)

- ①ハンドル形電動車いすの施設利用等に係る調査研究報告書の概要
- ②平成21年3月3日付け国鉄業第65号「交通バリアフリー技術規格調査研究報告書の送付とその取扱いについて」
- ③障害者自立支援法に基づく補装具支給制度によるハンドル形電動車いす利用者の鉄道利用について（厚生労働省事務連絡）
- ④介護保険制度によるハンドル形電動車いす利用者に係る鉄道利用について（厚生労働省事務連絡）



事務連絡
平成24年1月24日

中国運輸局鉄道部長 殿

鉄道局鉄道業務政策課長

ハンドル形電動車いすによる鉄道利用に係る取扱いについて

標記については、平成21年3月3日付け国鉄業第65号により、「交通バリアフリー技術規格調査研究報告書」に沿った対応を行うことが望まれる旨、貴管下鉄軌道事業者に対し周知するよう通知したところである。

本報告書におけるハンドル形電動車いすの整理は「最低限度のルールとして取りまとめたものであり、これらを各鉄道事業者が安全に留意しつつ自主的な判断により緩和することを妨げるものではなく、かつ、可能な限り緩和することが望ましい。また、今回の整理を根拠に各鉄道事業者が、合理的理由なく、現在の取扱いを狭める方向で改めることは本調査の趣旨に沿わないものであり、利用者利便の観点から望ましいものではない。」とされている。

ついては、貴管下鉄軌道事業者に対し、再度、本報告書の趣旨を踏まえ、これに沿った対応を行うことが望まれる旨及び別紙のとおり運用方法の変更がなされた旨を周知徹底されたい。

なお、本件については、各旅客鉄道株式会社、社団法人日本民営鉄道協会及び社団法人公営交通事業協会あて同様に通知をしているので、念のため申し添える。

【添付資料】

(別紙)

「ハンドル形電動車いす」による鉄道利用の取り扱いについて

(参考)

- ①ハンドル形電動車いすの施設利用等に係る調査研究報告書の概要
- ②平成21年3月3日付け国鉄業第65号「交通バリアフリー技術規格調査研究報告書の送付とその取扱いについて」
- ③障害者自立支援法に基づく補装具支給制度によるハンドル形電動車いす利用者の鉄道利用について（厚生労働省事務連絡）
- ④介護保険制度によるハンドル形電動車いす利用者に係る鉄道利用について（厚生労働省事務連絡）



事 務 連 絡
平成24年1月24日

四国運輸局鉄道部長 殿

鉄道局鉄道業務政策課長

ハンドル形電動車いすによる鉄道利用に係る取扱いについて

標記については、平成21年3月3日付け国鉄業第65号により、「交通バリアフリー技術規格調査研究報告書」に沿った対応を行うことが望まれる旨、貴管下鉄軌道事業者に対し周知するよう通知したところである。

本報告書におけるハンドル形電動車いすの整理は「最低限度のルールとして取りまとめたものであり、これらを各鉄道事業者が安全に留意しつつ自主的な判断により緩和することを妨げるものではなく、かつ、可能な限り緩和することが望ましい。また、今回の整理を根拠に各鉄道事業者が、合理的理由なく、現在の取扱いを狭める方向で改めることは本調査の趣旨に沿わないものであり、利用者利便の観点から望ましいものではない。」とされている。

ついては、貴管下鉄軌道事業者に対し、再度、本報告書の趣旨を踏まえ、これに沿った対応を行うことが望まれる旨及び別紙のとおり運用方法の変更がなされた旨を周知徹底されたい。

なお、本件については、各旅客鉄道株式会社、社団法人日本民営鉄道協会及び社団法人公営交通事業協会あて同様に通知をしているので、念のため申し添える。

【添付資料】

(別紙)

「ハンドル形電動車いす」による鉄道利用の取り扱いについて

(参考)

- ①ハンドル形電動車いすの施設利用等に係る調査研究報告書の概要
- ②平成21年3月3日付け国鉄業第65号「交通バリアフリー技術規格調査研究報告書の送付とその取扱いについて」
- ③障害者自立支援法に基づく補装具支給制度によるハンドル形電動車いす利用者の鉄道利用について（厚生労働省事務連絡）
- ④介護保険制度によるハンドル形電動車いす利用者に係る鉄道利用について（厚生労働省事務連絡）



事 務 連 絡
平成24年1月24日

九州運輸局鉄道部長 殿

鉄道局鉄道業務政策課長

ハンドル形電動車いすによる鉄道利用に係る取扱いについて

標記については、平成21年3月3日付け国鉄業第65号により、「交通バリアフリー技術規格調査研究報告書」に沿った対応を行うことが望まれる旨、貴管下鉄軌道事業者に対し周知するよう通知したところである。

本報告書におけるハンドル形電動車いすの整理は「最低限度のルールとして取りまとめたものであり、これらを各鉄道事業者が安全に留意しつつ自主的な判断により緩和することを妨げるものではなく、かつ、可能な限り緩和することが望ましい。また、今回の整理を根拠に各鉄道事業者が、合理的理由なく、現在の取扱いを狭める方向で改めることは本調査の趣旨に沿わないものであり、利用者利便の観点から望ましいものではない。」とされている。

ついては、貴管下鉄軌道事業者に対し、再度、本報告書の趣旨を踏まえ、これに沿った対応を行うことが望まれる旨及び別紙のとおり運用方法の変更がなされた旨を周知徹底されたい。

なお、本件については、各旅客鉄道株式会社、社団法人日本民営鉄道協会及び社団法人公営交通事業協会あて同様に通知をしているので、念のため申し添える。

【添付資料】

(別紙)

「ハンドル形電動車いす」による鉄道利用の取り扱いについて

(参考)

- ①ハンドル形電動車いすの施設利用等に係る調査研究報告書の概要
- ②平成21年3月3日付け国鉄業第65号「交通バリアフリー技術規格調査研究報告書の送付とその取扱いについて」
- ③障害者自立支援法に基づく補装具支給制度によるハンドル形電動車いす利用者の鉄道利用について（厚生労働省事務連絡）
- ④介護保険制度によるハンドル形電動車いす利用者に係る鉄道利用について（厚生労働省事務連絡）



事務連絡
平成24年1月24日

沖縄総合事務局運輸部長 殿

国土交通省
鉄道局鉄道業務政策課長

ハンドル形電動車いすによる鉄道利用に係る取扱いについて

標記については、平成21年3月3日付け国鉄業第65号により、「交通バリアフリー技術規格調査研究報告書」に沿った対応を行うことが望まれる旨、貴管下鉄軌道事業者に対し周知するよう通知したところである。

本報告書におけるハンドル形電動車いすの整理は「最低限度のルールとして取りまとめたものであり、これらを各鉄道事業者が安全に留意しつつ自主的な判断により緩和することを妨げるものではなく、かつ、可能な限り緩和することが望ましい。また、今回の整理を根拠に各鉄道事業者が、合理的理由なく、現在の取扱いを狭める方向で改めることは本調査の趣旨に沿わないものであり、利用者利便の観点から望ましいものではない。」とされている。

については、貴管下鉄軌道事業者に対し、再度、本報告書の趣旨を踏まえ、これに沿った対応を行うことが望まれる旨及び別紙のとおり運用方法の変更がなされた旨を周知徹底されたい。

なお、また、本件については、各旅客鉄道株式会社、社団法人日本民営鉄道協会及び社団法人公営交通事業協会あて同様に通知をしているので、念のため申し添える。

【添付資料】

(別紙)

「ハンドル形電動車いす」による鉄道利用の取り扱いについて

(参考)

- ①ハンドル形電動車いすの施設利用等に係る調査研究報告書の概要
- ②平成21年3月3日付け国鉄業第65号「交通バリアフリー技術規格調査研究報告書の送付とその取扱いについて」
- ③障害者自立支援法に基づく補装具支給制度によるハンドル形電動車いす利用者の鉄道利用について（厚生労働省事務連絡）
- ④介護保険制度によるハンドル形電動車いす利用者に係る鉄道利用について（厚生労働省事務連絡）



事 務 連 絡
平成24年1月24日

社団法人 日本民営鉄道協会 担当部長 殿

国土交通省
鉄道局鉄道業務政策課長

ハンドル形電動車いすによる鉄道利用に係る取扱いについて

標記については、平成21年3月3日付け国鉄業第65号により、「交通バリアフリー技術規格調査研究報告書」に沿った対応を行うことが望まれる旨、貴管下鉄軌道事業者に対し周知するよう通知したところであります。

本報告書におけるハンドル形電動車いすの整理は「最低限度のルールとして取りまとめたものであり、これらを各鉄道事業者が安全に留意しつつ自主的な判断により緩和することを妨げるものではなく、かつ、可能な限り緩和することが望ましい。また、今回の整理を根拠に各鉄道事業者が、合理的理由なく、現在の取扱いを狭める方向で改めることは本調査の趣旨に沿わないものであり、利用者利便の観点から望ましいものではない。」とされております。

貴団体におかれては、傘下鉄軌道事業者に対し、再度、本報告書の趣旨を踏まえ、これに沿った対応を行うことが望まれる旨及び別紙のとおり運用方法の変更があった旨を周知徹底をお願いいたします。

なお、本件については、関係地方運輸局等、各旅客鉄道株式会社び社団法人公営交通事業協会あて同様に通知をしているので、念のため申し添えます。

【添付資料】

(別紙)

「ハンドル形電動車いす」による鉄道利用の取り扱いについて

(参考)

- ①ハンドル形電動車いすの施設利用等に係る調査研究報告書の概要
- ②平成21年3月3日付け国鉄業第65号「交通バリアフリー技術規格調査研究報告書の送付とその取扱いについて」
- ③障害者自立支援法に基づく補装具支給制度によるハンドル形電動車いす利用者の鉄道利用について（厚生労働省事務連絡）
- ④介護保険制度によるハンドル形電動車いす利用者に係る鉄道利用について（厚生労働省事務連絡）



事 務 連 絡
平成24年1月24日

社団法人 公営交通事業協会 担当部長 殿

国土交通省
鉄道局鉄道業務政策課長

ハンドル形電動車いすによる鉄道利用に係る取扱いについて

標記については、平成21年3月3日付け国鉄業第65号により、「交通バリアフリー技術規格調査研究報告書」に沿った対応を行うことが望まれる旨、貴管下鉄軌道事業者に対し周知するよう通知したところであります。

本報告書におけるハンドル形電動車いすの整理は「最低限度のルールとして取りまとめたものであり、これらを各鉄道事業者が安全に留意しつつ自主的な判断により緩和することを妨げるものではなく、かつ、可能な限り緩和することが望ましい。また、今回の整理を根拠に各鉄道事業者が、合理的理由なく、現在の取扱いを狭める方向で改めることは本調査の趣旨に沿わないものであり、利用者利便の観点から望ましいものではない。」とされております。

貴団体におかれては、傘下鉄軌道事業者に対し、再度、本報告書の趣旨を踏まえ、これに沿った対応を行うことが望まれる旨及び別紙のとおり運用方法の変更があった旨を周知徹底をお願いいたします。

なお、本件については、関係地方運輸局等、各旅客鉄道株式会社及び社団法人日本民営鉄道協会あて同様に通知をしているので、念のため申し添えます。

【添付資料】

(別紙)

「ハンドル形電動車いす」による鉄道利用の取り扱いについて

(参考)

- ①ハンドル形電動車いすの施設利用等に係る調査研究報告書の概要
- ②平成21年3月3日付け国鉄業第65号「交通バリアフリー技術規格調査研究報告書の送付とその取扱いについて」
- ③障害者自立支援法に基づく補装具支給制度によるハンドル形電動車いす利用者の鉄道利用について (厚生労働省事務連絡)
- ④介護保険制度によるハンドル形電動車いす利用者に係る鉄道利用について (厚生労働省事務連絡)

「ハンドル形電動車いす」による鉄道利用の取り扱いについて

- ◆ 「ハンドル形電動車いす」による鉄道利用に係る手続について、「改良型ハンドル形電動車いす」であることの確認主体が（一社）日本福祉用具評価センターとなりましたのでお知らせします。
- ◆ 以下の条件を満たし、（一社）日本福祉用具評価センターの確認を受けたハンドル形電動車いす（これを「改良型ハンドル形電動車いす」という。）の場合、新幹線など一部のデッキ付き鉄道車両に乗車できます。
- ◆ ステッカー交付の受付は、平成24年1月24日（火）から開始します。



* 以下の①から⑦の条件の変更はありません。

1. ステッカー交付の対象となる「改良型ハンドル形電動車いす」の要件は次のとおりです。

※国家公安委員会の型式認定（TSマーク）を受けた電動車いすであること。

①基本寸法

全長 1,200mm 以下、全幅 700mm 以下、全高 1,090mm 以下

②直角路走行性能

900mm×900mm の直角路を左折、右折とも数回の切り返しで通過可能なこと。
かつ、1,000mm×1,000mm の直角路を左折、右折とも切り返し無しで通過可能なこと。

③180度の旋回に必要な回転寸法：左旋回、右旋回とも、1,800mm 未満であること。

④取って

ハンドル形電動車いすが溝にはまった時に復旧させたり、または少し角度をずらすなどの作業が必要な時などに、支援者が操作できる取ってを有し、かつ、取っての存在を支援者が容易に判別できること。

⑤支援者が容易に判別できるクラッチ

緊急時に一般利用者の避難の妨げにならないよう、ハンドル形電動車いすを移動させる必要があるときに、支援者が容易に判別できるクラッチレバーを有し、かつ、誤動作の防止など安全性に十分に配慮していること。

⑥速度

6 km/h を超える速度が出せないものであり、かつ、2 km/h 以下の設定が可能なこと。

⑦その他

歩行者に危害を及ぼす恐れがある鋭利な突起物がないこと。

2. ステッカー交付等の手続きについては、以下のとおりとなります。

(1) 既に型式確認された車いす

〔タウンカート、ポシェット、モバイルアルファ〕※参照

- ①車いすの利用者は、最寄りの販売代理店等へ本ステッカー交付の依頼をして下さい（別紙申込書）。

なお、ステッカー交付に係る費用はかかりません。

- ②（一社）日本福祉用具評価センターが、当該車いすの車種及び型式について確認を行い、車いすの利用者へステッカーを交付します。

※タウンカート



※モバイルアルファ



(2) 上記以外の車いす

- ①車いすの利用者は、最寄りの販売代理店等へ本ステッカー交付の依頼をして下さい（別紙申込書）。

なお、ステッカー交付に係るご利用者の負担は上記（1）と同様にございません。

- ②（一社）日本福祉用具評価センターが、メーカー（販売代理店経由）からの依頼により、上記1の要件の型式審査を行い、メーカーへ審査結果を報告するするとともに、適合した車いすである場合には、車いすの利用者へステッカーを交付します。

※ 上記②で型式審査に適合した車いすについては、（1）と同様の手続きとなります。

3. 「改良型ハンドル形電動車いす用ステッカー」を貼付したハンドル形電動車いすにより鉄道を利用する際、その都度、以下のいずれかの書類を駅窓口等で提示することとなります。（詳細は各鉄道事業者へお問い合わせ下さい。）

- ①補装具交付決定通知書又は補装具費支給決定通知書
（決定内容欄に「ハンドル形電動車いす」と記述があるもの）
- ②ハンドル形電動車いす交付証明書
- ③ハンドル形電動車いすに係る補装具費支給証明書
- ④障害者手帳の補装具欄に「ハンドル形」の記載があり、市町村の確認印がある障害者手帳
- ⑤介護保険制度により指定福祉用具貸与事業所又は指定介護予防福祉用具貸与事業所から発行されるハンドル形電動車いす提供証明書

4. (一社) 日本福祉用具評価センターから本ステッカーの交付を受けた後、新幹線など一部のデッキ付き鉄道車両に乗車できます。

本ステッカーは車いすの見やすいところに貼付して下さい。

(乗車できるデッキ付車両は各鉄道事業者にお問い合わせ下さい。)

なお、ハンドル形電動車いすによる利用可能な駅の情報は、「らくらくお出かけネット」(<http://www.ecomo-rakuraku.jp/handle/>) や各鉄道事業者のホームページなどをご覧下さい。

5. 問い合わせ先

一般社団法人 日本福祉用具評価センター

TEL : 078-306-0556 FAX : 078-303-0506

〒650-0047 兵庫県神戸市中央区港町南町 7-1-5

URL : <http://www.jaspec.jp/>

※ 申込みはこちらの様式にご記入の上、販売代理店（輸入代理店）へステッカー交付の申込（郵送・FAX・e-mail・持参）をお願いいたします。